

## 滋賀県感染症指定医療機関運営事業費補助金交付要綱

### (通 則)

第1条 知事は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「感染症法」という。）第60条の規定に基づき、第一種感染症指定医療機関および第二種感染症指定医療機関の運営に要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、滋賀県補助金等交付規則（昭和48年滋賀県規則第9号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、この要綱の定めるところによる。

### (補助の目的)

第2条 この補助金は、感染症法第6条第14項および同条第15項に規定する第一種感染症指定医療機関および第二種感染症指定医療機関の運営に要する経費について補助することにより、感染症の患者に対する良質かつ適切な医療の提供を図ることを目的とする。

### (補助の対象)

第3条 この補助金は次の事業を交付の対象とする。

(1) 第一種感染症指定医療機関運営事業

感染症法第38条第2項の規定により滋賀県知事が指定した第一種感染症指定医療機関の運営事業

(2) 第二種感染症指定医療機関運営事業

感染症法第38条第2項の規定により滋賀県知事が指定した第二種感染症指定医療機関の運営事業

### (交付額の算定方法)

第4条 この補助金の交付額は、次の(1)および(2)により算出された額の合計金額とする。

(1) 第一種感染症指定医療機関運営事業

ア 次の表の第1欄に定める基準額と第2欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。

イ 前項により選定された額と総事業費から診療収入および寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を交付額とする。

ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

1. 基 準 額	2. 対 象 経 費
1床当たりの年額  <u>6,073千円</u> ×該当する期間の月数／12ヶ月を限度として知事の認めた額とする。  ただし、該当する期間の月数に端数が生じた場合は、切り上げるものとする。	第一種感染症指定医療機関の運営に必要な次に掲げる経費 備品購入費（単価50万円（民間団体にあつては30万円）未満の備品に限る。） 消耗品費 印刷製本費 通信運搬費 光熱水料 借料および損料 保険料（火災保険料、医療事故賠償責任保険料等） 雑役務費（修繕費、手数料等） 燃料費 委託費

(2) 第二種感染症指定医療機関運営事業

ア 次の表の第1欄に定める基準額と第2欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。

イ 前項により選定された額と総事業費から診療収入および寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を交付額とする。

ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

1. 基準額	2. 対象経費
1床当たりの年額  <u>(陰圧あり)</u> <u>1,996千円×該当する期間の月数/12ヶ月を限度として知事の認めた額とする。</u>  <u>(陰圧なし)</u> <u>1,519千円×該当する期間の月数/12ヶ月を限度として知事の認めた額とする。</u> ただし、該当する期間の月数に端数が生じた場合は、切り上げるものとする。 また、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。	第二種感染症指定医療機関の運営に必要な次に掲げる経費 備品購入費（単価50万円（民間団体にあつては30万円）未満の備品に限る。） 消耗品費 印刷製本費 通信運搬費 光熱水料 借料および損料 保険料（火災保険料、医療事故賠償責任保険料等） 雑役務費（修繕費、手数料等） 燃料費 委託費

(交付決定の下限)

第5条 前条により算出された額が、42,000円に満たない場合には、交付決定を行わないものとする。

(交付申請)

第6条 規則第3条に規定する補助金の交付申請は、別紙様式1による申請を、同申請書に記載する関係書類を添えて、別に定める期日までに、知事に提出するものとする。

(交付の条件)

第7条 規則第5条に規定する条件は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 事業に要する経費の配分の変更をする場合には、知事の承認を受けなければならない。
- (2) 事業の内容（軽微な変更は除く。）を変更する場合には、知事の承認を受けなければならない。
- (3) 事業を中止し、または廃止する場合には、知事の承認を受けなければならない。
- (4) 補助金と事業にかかる収入および支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入および支出についての証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿および証拠書類を事業完了後5年間保管しておかななければならない。

(変更申請)

第8条 この補助金の交付決定後の事情の変更により、申請の内容を変更して、追加交付申請等を行う場合には、別紙様式2による申請書を、第6条に定める申請手続に従い、毎年度、別に定める期日までに、知事に提出するものとする。

(実績報告)

第9条 規則第12条に規定する事業実績報告は、事業完了後1ヶ月以内または、翌年度の4月14日のいずれか早い日までに別紙様式3による報告書を、同報告書に記載する関係書類を添え

て知事に提出するものとする。

(標準事務処理期間)

第10条 標準事務処理期間は次のとおりとする。

- (1) 規則第4条の規定による補助金等の交付の決定は、規則第3条の規定による申請があった日から起算して30日以内に行うものとする。
- (2) 知事は、補助金の変更交付申請があったときは、申請書を受理した日から14日以内に変更交付決定を行うものとする。
- (3) 規則第13条の規定による額の確定は、第9条の規定による実績報告があった日から起算して30日以内に行うものとする。

(その他)

第11条 特別の事情により、第4条、第6条、第7条、第8条、第9条に定める算定方法、手続きによることができない場合には、あらかじめ知事の承認を受けて、その定めるところによるものとする。

付 則

この要綱は、平成12年2月10日から施行し、平成11年度補助金より適用する。

付 則

この要綱は、平成13年10月14日から施行し、平成13年度補助金より適用する。

付 則

この要綱は、平成16年11月12日から施行し、平成16年度補助金より適用する。

付 則

この要綱は、平成27年 4月 1日から施行し、平成27年度補助金より適用する。

付 則

この要綱は、平成28年4月13日から施行し、平成28年度補助金より適用する。

付 則

この要綱は、平成29年4月13日から施行し、平成29年度補助金より適用する。

付 則

この要綱は、平成30年4月13日から施行し、平成30年度補助金より適用する。

付 則

この要綱は、平成31年4月12日から施行し、平成31年度補助金より適用する。

別紙様式 1

滋賀県感染症指定医療機関運営事業費補助金交付申請書

番 号  
年 月 日

滋賀県知事 様

申請者 印

平成 年度における感染症指定医療機関運営事業について、滋賀県感染症指定医療機関運営事業費補助金 円を交付されるよう滋賀県補助金等交付規則第 3 条の規定により、次の関係書類を添えて申請します。

関係書類

- 1 経費所要額調書（別紙(1)）のとおり
- 2 平成 年度感染症指定医療機関運営事業費所要額明細書（別紙(2)）のとおり
- 3 平成 年度歳入歳出予算書抄本
- 4 その他参考となる資料

別紙(1)

経費所要額調書

(感染症指定医療機関名 )

区 分	総事業費 (A)	診療収入額および 寄付金その他の収入額 (B)	差引事業費 (A)-(B) =(C)	対象経費の 支出予定額 (D)	基準額 (E)	選定額 (D)と(E)を比較 して少ない方の 額 (F)	県費補助 基本額 (C)と(F)を比較 して少ない方の 額 (G)	県費補助 所要額 (G)×10/10 =(H)
第一種感染症 指定医療機関								
第二種感染症 指定医療機関								
合計								

(H) 欄には、(G)の額に10/10を乗じて得た額を記入すること。但し、1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

別紙（２）

平成 年度感染症指定医療機関運営事業費所要額明細書  
病院名

		2次医療圏名	基準病床数	指定病床数	空床利用 病床数	備 考
第一種 感染症指定 医療機関		/				
	計			床	床	床
第二種 感染症指定 医療機関						
	計		床	床	床	

(注) 国立の医療機関を指定している場合は備考欄に「国立」と記入すること。  
都道府県立の医療機関を指定している場合は備考欄に「都道府県立」と記入すること。  
独立行政法人が設置する医療機関を指定している場合は備考欄に「独」と記入すること。  
空床利用病床数の欄には延べ病床数（空床利用病床数×利用日数）を記入すること。

2. 所要額明細書

(第○種感染症指定医療機関名 )  
(指定病床数 )

(1) 支 出

区 分	支出予定額	基準額	選定額	算出内訳
	円	円	円	
(陰圧設備のある医療機関) 備品費 (単価 50 万円 (民間団体に あつては 30 万円) 未満に限る。) 消耗品費 材料費 印刷製本費 通信運搬費 光熱水料 借料及び損料 保険料 (火災保険料、医療機 関賠償責任保険料等) 雑役務費 (修繕料、手数料) 燃料費 委託費				
小 計				

(陰圧設備のない医療機関) 備品費(単価50万円(民間団体にあっては30万円)未満に限る。) 消耗品費 材料費 印刷製本費 通信運搬費 光熱水料 借料及び損料 保険料(火災保険料、医療機関賠償責任保険料等) 雑役務費(修繕料、手数料) 燃料費 委託費				
小計				
合計				
その他				
合計				
総事業費				

(注) その他欄は補助対象以外の経費を計上すること。

(2) 収入

区分	収入見込額	算出内訳
診療収入(感染症患者)	円	
診療収入(空床利用)		
寄付金その他の収入		
合計		

(注) 1. 本表は、医療機関が第一種感染症指定医療機関及び第二種感染症指定医療機関の両方の指定を受けている場合は別表とすること。

2. 診療収入の算出内訳には、徴収決定額、収納率、診療日数、年間診療点数を記入すること。

3. 第二種感染症指定医療機関については、陰圧設備を備えている場合は「陰圧設備のある医療機関」欄に記入し、陰圧設備を備えていない場合は「陰圧設備のない医療機関」欄に記入すること。また、「陰圧設備のある医療機関」欄に記入した場合は、併せて陰圧設備があることが分かる資料(空調系統の図面や装置のカタログ等)を添付すること。

別紙様式 2

滋賀県感染症指定医療機関運営事業費補助金変更交付申請書

番 号  
年 月 日

滋賀県知事 様

申請者 印

平成 年度における滋賀県感染症指定医療機関運営事業費補助金については、平成 年 月 日付け滋薬感対第 号で交付決定を受けましたが、その後の事情の変更により、交付額を次のとおり変更されたく申請します。

1 今回追加交付（一部取消）申請書	金	円
内訳    既交付決定額	金	円
変更後所要額	金	円

2 変更を必要とする理由

3 関係書類

- (1) 経費所要額調書（別紙様式 1 の別紙(1)に準じて作成すること）
- (2) 平成 年度感染症指定医療機関運営事業費所要額明細書  
（別紙様式 1 の別紙(2)）に準じて作成すること）
- (3) 平成 年度歳入歳出予算書抄本
- (4) その他参考となる資料



滋賀県感染症指定医療機関運営事業費実績報告書

番 号  
年 月 日

滋賀県知事 様

申請者 印

平成 年 月 日付け滋薬感対第 号で交付決定の通知のあった平成 年度滋賀県感染症指定医療機関運営事業費補助金について、滋賀県補助金等交付規則第12条の規定により、その実績を関係書類を添えて報告します。

(関係書類)

- 1 経費所要額精算書（別紙(1)）のとおり
- 2 平成 年度感染症指定医療機関運営事業費実績額明細書（別紙(2)）のとおり
- 3 平成 年度歳入歳出決算（見込み）書抄本
- 4 その他参考となる資料

別紙(1)

経費所要額精算書

(感染症指定医療機関名 )

区 分	総 事 業 費 (A)	診療収入お よびその他 の収入額 (B)	差引事業費 (A)-(B) =(C)	対 象 経 費の支出済 額 (D)	基 準 額 (E)	選 定 額 (D)と(E)を 比較して少 ない方の額 (F)	県 費 補 助 基 本 額 (C)と(F)を 比較して少 ない方の額 (G)	県 費 補 助 所 要 額 (G) × 10 / 10 =(H)	交付決定額 (I)	差引増△ 減額 (I)-(H) =(J)
第一種感染症 指定医療機関										
第二種感染症 指定医療機関										
合計										

(H) 欄には、(G)の額に10/10を乗じて得た額を記入すること。但し、1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

平成 年度感染症指定医療機関運営事業費実績額明細書  
病院名

		2次医療圏名	基準病床数	指定病床数	空床利用 病床数	備 考
第一種感染症指定医療機関		/				
	計			床	床	床
第二種感染症指定医療機関						
	計		床	床	床	

（注） 国立の医療機関を指定している場合は備考欄に「国立」と記入すること。  
都道府県立の医療機関を指定している場合は備考欄に「都道府県立」と記入すること。  
独立行政法人が設置する医療機関を指定している場合は備考欄に「独」と記入すること。  
空床利用病床数の欄には延べ病床数（空床利用病床数×利用日数）を記入すること。

2. 所要額明細書

（第〇種感染症指定医療機関名 ）  
（指定病床数 ）

（1）支 出

区 分	支出予定額	基準額	選定額	算出内訳
	円	円	円	
（陰圧設備のある医療機関） 備品費（単価 50 万円（民間団体にあっては 30 万円）未満に限る。） 消耗品費 材料費 印刷製本費 通信運搬費 光熱水料 借料及び損料 保険料（火災保険料、医療機関賠償責任保険料等） 雑役務費（修繕料、手数料） 燃料費 委託費				
小 計				

(陰圧設備のない医療機関)				
備品費 (単価 50 万円 (民間団体にあっては 30 万円) 未満に限る。)				
消耗品費				
材料費				
印刷製本費				
通信運搬費				
光熱水料				
借料及び損料				
保険料 (火災保険料、医療機関賠償責任保険料等)				
雑役務費 (修繕料、手数料)				
燃料費				
委託費				
小 計				
合 計				
その他				
合 計				
総事業費				

(注) その他欄は補助対象以外の経費を計上すること。

(2) 収 入

区 分	収入見込額	算出内訳
	円	
診療収入(感染症患者)		
診療収入 (空床利用)		
寄付金その他の収入		
合 計		

(注) 1. 本表は、医療機関が第一種感染症指定医療機関及び第二種感染症指定医療機関の両方の指定を受けている場合は別表とすること。

2. 診療収入の算出内訳には、徴収決定額、収納率、診療日数、年間診療点数を記入すること。

3. 第二種感染症指定医療機関については、陰圧設備を備えている場合は「陰圧設備のある医療機関」欄に記入し、陰圧設備を備えていない場合は「陰圧設備のない医療機関」欄に記入すること。また、「陰圧設備のある医療機関」欄に記入した場合は、併せて陰圧設備があることが分かる資料 (空調系統の図面や装置のカタログ等) を添付すること。